

中核市市民説明会・市政出前講座での主なご質問、ご意見
(平成 19 年 7 月末現在)

1 人口について

Q. 尼崎市の人口は減少しているのですか？

A. 昭和 46 年の 55 万人台がピークで、近年はやや減少傾向となっており、現在は約 46 万人です。

2 面積について

Q. 中核市の面積要件が廃止されたとのことですが、尼崎市の市域面積はどのくらいですか。

A. 49.8 平方キロメートルです。

3 中核市制度、中核市移行について

Q. 中核市制度は、なぜできたのですか。

A. 地方分権を推進するため、一定規模の自治体に権限をできるだけ、移譲することが目的です。基礎自治体である市に権限を移譲し、行政の効率化を図るとともに、市民に近いところで行政が行われるようにするためのものです。

Q. 中核市移行に伴い、税や公共料金の引下げ、引上げなどがありますか。

A. 中核市移行に伴う、税、料金等の引下げ、引上げはありません。

Q. 中核市要件を備えていても、中核市移行していない、あるいは候補市にもなっていない市がありますが、なぜなのでしょう。

A. 要件を備えながら移行していない市の多くは、財政状況が比較的良好な地方交付税の不交付団体です。中核市事務の経費は、国から市に交付される地方交付税に積算されますが、不交付団体の場合、国から市に交付税が交付されないため、経費は、全て市が負担することになります。そのため、中核市にはならず、中核市事務のうち、市で実施したいもの、例えば保健所の設置などを選択し、政令などで権限の移譲を受けて実施するという方法をとっているようです。

Q. 尼崎市は人口が減少する中で中核市移行を目指していますが、市政運営として逆行する取組ではないでしょうか。

A. 日本全体が人口減少傾向にあり、尼崎市も緩やかですが減少傾向にあります。ただし、中核市事務は、人口 30 万人規模の都市で運営できる範囲の事務であり、現在本市の人口は約 46 万人であることから、多少人口が減少しても運営できない範囲の事務とは思われません。また、近い将来、尼崎市の人口が 30 万人を割り込むことはないと考えます。

4 移譲事務の選択について

Q. 中核市になると約 500 項目の事務が移譲されるそうですが、県と協議して移譲項目を選択できるのですか。

A. 法定の移譲事務は移譲され、選択制ではありません。広域で行った方が効率的な

ものについては基本的に移譲事務には入っていませんが、平均的な例によるものなので、個別に見ると市の特性等により、中には効率的ではないものも含まれている可能性はあります。

また、法定の移譲事務以外のものについても国通知による事務や、県の政策による事務などについては、県と市のどちらが実施した方が効果的か協議が必要なものもあると考えています。

5 中核市移行に伴う効果は何か

Q. 社会福祉法人の監査など、きめ細やかなサービスとはどういったものですか？

A. 社会福祉法人の監査などは、より身近な市が行うことで、実態の詳細を把握し、よりきめ細やかな指導ができると考えられます。その他、中核市には民間の設置する保育所などの設置認可、指導監督、設置認可の取消の事務権限があります。そのため、もし、問題がある場合は、市が直接、指導監督を行うことができるようになります。

Q. 事務の処理時間がスピードアップするということですが、処理期間が短縮される理由は何ですか？

A. 市が受付けて県に送付し、県で審査、決定がされて、市に返送されている事務の内、中核市になると市が直接実施できるようになる事務があります。市を経由して県が決定する事務は、ケースによっては市が間に入って申請者と県がやりとりを行うことがあり、時間がかかることもありました。このような事務を、市で一括して、受付、審査、決定、交付を行うことによって、処理時間の短縮が図れるものです。先行市の例としては、身体障害者手帳の交付事務などがあります。

6 デメリット、問題点はないか

Q. 中核市移行に伴うデメリットはないのですか。

A. 市民サービスの向上という点からするとデメリットはないと考えます。ただし、基本的に広域で行った方が効率的なものは中核市の移譲事務には入っていないものの、平均的な例によるものなので、個別に見ると市の特性等により、中には効率的ではないものも含まれている可能性はあります。

県費教職員の研修等は、市独自で行うことの良さもあるものの、県などの広域で行う研修への参加は、人事交流が行えるというメリットもあるようです。このような面の補い方など、どのように移譲事務を実施するのが効果的なのかについてこれから具体的な検討を進めていきます。

7 外部監査について

Q. 外部監査とはどのような監査なのですか。

A. 外部監査には、包括外部監査と個別外部監査があります。この内、都道府県、政令市、中核市は包括外部監査を毎会年度に1回、受けることが自治法で義務付けられています。監査の内容は、財務に係る監査で監査のテーマも外部監査人が指定します。外部監査人になることができる者も公認会計士や弁護士等、法律で定められています。

個別外部監査は、住民監査請求等に対し、市の監査委員の監査に代えて外部監査

人による監査を行うものです。個別外部監査は、法律で義務付けられてはいませんが、全ての都道府県、政令市、中核市で、包括外部監査と合わせて個別外部監査についても、対応ができるよう、条例を整備しています。

Q. 外部監査を導入するとどのような効果があるのですか。

A. 外部の専門家による監査を受けることで、より透明性を高めることを目的に定められた制度です。

Q. 包括外部監査の費用はどの程度かかるのですか。

A. 先行市の例によると 1000 万円～2000 万円程度です。

8 景観行政について

Q. 景観行政団体の指定とはどのようなことですか。

A. 景観法により、都道府県、政令指定都市、中核市は、自動的に景観行政団体となります。景観行政団体は、景観計画を持つことができ、建築物の高さ、色、デザインなど住民合意のルールができれば、法に基づいて規制をすることができます。現在も、尼崎市では都市美形成条例で規制をしていますが、景観行政団体となることで、景観法に基づく規制が可能となります。ただし、景観計画は持つことができるというものなので、現在、担当課で何をどのようにするか検討中です。

Q. 中核市になると屋外広告物の設置制限を市で行うようになるのですか。

A. 大きな看板などの屋外広告物は県の条例に基づいて規制を行っています。中核市になると、市で条例を持ち、屋外広告物を規制するようになります。

Q. 中核市になり景観行政団体になると京都市のように建築物の規制や看板の色の制限などを行うことができるのですか。

A. 現在、尼崎市では都市美形成条例という市の条例で建築物の指導を行っています。中核市に移行し、景観行政団体になると景観法に基づいて景観計画を策定することができるようになります。景観計画では、一定の地区を指定して建築物の高さや色、デザイン等を定めて規制することができ、規制により、まちなみを美しくしようとするものです。ただし、何をどこまで行うかは、関係課によりこれから検討を行っていきます。中核市移行に伴い得る権限を上手く活用していけば、より美しいまちなみを実現する可能性もあると思います。

9 高度救助隊とは何か

Q. 高度救助隊の内容は？新たに導入する装備とはどのようなものですか？

A. 現在、尼崎市では特別救助隊を 2 隊配置していますが、中核市になると市内に高度救助隊を 1 隊配置することが求められます。高度救助隊とは、隊員が専門的な研修受け、装備も特別救助隊より充実させなければなりません。尼崎市の場合、可動式の地震警報器などを新たに持つようになります。この地震警報器は大きな「揺れ」が来る前に察知し救助隊に知らせるもので、安全に救助活動を行うために役立ちます。

10 財政的な影響について

Q. 国からの交付税が削減される中、仕事が増えた分の経費は、地方交付税の増額ですべて賄われるのか不安はないのでしょうか？

A. 地方交付税は、国の三位一体の改革により削減の方向であることは確かですが、市としては更なる行財政の健全化を進め、既存事務の見直しなど行政の効率化を図り、経費削減に努めながら中核市事務を実施していこうと考えています。本市の財政状況を考えた場合、移行に伴う財政的影響は慎重に検討する必要がありますでしたが、昨年度、試算をする中で大幅な赤字はないという見込みができましたので、基礎自治体の役割を考え中核市移行を目指すことにしました。

Q. 中核市になることで心配されるのは地方交付税の減少だけでしょうか。

A. 市内部の問題としては、人員配置の課題があると考えています。平成 20 年度から取り組む「あまがさき」行財政構造改革推進プラン」でも定数削減を行っていく予定で、行財政の健全化を行う中で、削るところは削り、配置すべきところは配置を行っていかねばならないと考えています。

Q. 尼崎市の財政状況は非常に厳しいと聞きますが、中核市移行に伴う 22 億円の歳出の影響に持ち堪えることができるのですか。

A. 依然、厳しい状況ではありますが、平成 15 年度から 5 年間に渡って、経営再建プログラムに取り組んできたことから、財政再建団体への転落は回避できました。今後は、行財政の健全化を進めながら中核市への移行を目指します。困みに、中核市に移行をする前に、市は国のヒアリングを受けます。ヒアリングの内容は、移譲事務に対する準備状況や市の行革の進捗や財政状況などについてであり、中核市に移行して財政が破綻するということがないようにヒアリングで確認がされます。

Q. 県から移譲される事務など中核市になると市が行うことになる事務についての経費は国からの地方交付税に積算されるとのことですが、地方交付税の積算は将来的にも変わらないのですか。

A. 地方交付税は全体的に削減の方向で、不確定要素も多いのですが、現在の特例市のままであっても地方交付税は削減されます。

Q. 中核市に移行すると地方交付税が増加し、歳入も増えるということであれば、むしろ行政経営を工夫し、増えた歳入を活かしていくようにしてはどうでしょうか。また、尼崎市のまちのイメージは、まだまだ問題があるので、新たな歳入を活かし、歴史・文化の面でより良いまちづくりを考えてはいかがでしょうか。

A. 試算では収支は、ほぼ均衡すると見ていますが、現在、移譲事務の調査、検討と併せて、既存事務についても整理、統合ができるものがないか検討し、合理化が図れるものは図って参りたいと考えております。

中核市移行に伴う歳入の増加でできるということではありませんが、まちのイメージを向上させるために、ポイントを絞ったまちの整備などは有効だと考えますし、尼崎市のマイナスイメージの払拭は課題であると思っています。

11 行革と職員配置について

Q. 尼崎市では職員削減を進めると聞いていますが、そのような状況で中核市になって、事務が増えても大丈夫なのですか。

A. 尼崎市では、平成 15 年度から平成 19 年度までの間で約 900 人の定数削減に取り組んでいます。また、平成 20 年度以降の 5 年間でも更に数百人規模の人員削減を継続して行う見込みです。現在のところ、県からの移譲事務の検討と併せて、市で現在、実施している事務についても合理化できないか等の検討を行っていきます。市トータルでは、定員削減を行いますが、新たな事務を行うため必要な人員については適正に配置していきたいと考えています。

Q. 中核市になると 500 項目もの移譲事務があって、10 人程度の職員増員を考えているということですが、その程度の増員で対応できるのですか。

A. 中核市事務の中でもボリュームのある事務として、保健所の事務がありますが、尼崎市は既に保健所を設置しています。既に保健所を設置して中核市へ移行した先行市の例によると 10 人程度、多くて 15 人程度の増員を行っている聞いています。500 項目の事務も、毎日処理が必要な事務もあれば、年に数件程度のものもあり、ボリュームも様々で事務量については、今後、担当課などで詳しく算定を行っていきます。

Q. 尼崎市は行革を進めていると聞きますが、中核市になって事務が増えることと行革を進めることは矛盾しないのですか。

A. 人員については、市トータルでは、定員削減を行っていきますが、中核市移行に伴う新たな事務については、適正な配置を行うとともに、市で現在、実施している事務の合理化を進め、中核市移行と行財政の健全化の両立を図っていきます。

Q. 民間企業では、常に効率化を図るよう求められるところです。その方策として数字的な目標を各セクションに言い渡す方法がありますが、それ以上に各セクション同士の横の連携がなければ、本当の効率化は進まないと思いますがどのような取組を行うのですか。

A. 県からの移譲事務など中核市になって行っていく事務を実施するために、現在、関係課からなる 7 つの専門部会で具体的な検討行っています。各課、各部会同士の連携、調整を図り、移譲事務と併せて、市が現在行っている事務についても検討し、取り組んでいかなければならないと考えています。

Q. 中核市になると市の業務の外部委託を進めていくのですか。

A. 中核市への移行のためというよりも、行革の取組として外部委託は進めていきます。

12 県の体制について

Q. 県が市に事務を移譲することで県の組織はスリム化されるのですか。

A. 県としては、市に事務移譲をすることで処理件数等は減少しますが、基本的な事務は残るので即、人員削減などにつながるものではないようです。しかし、中核市へ移行する市が増えるなど県から市への権限移譲が進めば、県の組織も変わっ

ていくかもしれません。

13 職員研修について

Q. 市にノウハウがない事務に対する職員研修等についてはどのように行っていくのですか。

A. 具体策はまだ決定していません。社会福祉法人の監査等については、大阪府下の先行市の例によると、中核市移行の一年前に市職員を府に派遣してノウハウを習得したり、中核市移行後も府職員の市への派遣といった対応を行ったと聞いています。尼崎市では、県に職員を派遣するのか、あるいは研修を行うのかなど、事務の内容によってどのような方策が有効なのか検討していく必要があると考えています。

14 利権と不正防止対策について

Q. 中核市になると権限が増えるとのことですが、権限が利権の温床になる可能性はないのですか。

A. 法人の認可事務が移譲されるなど、事務権限が増えることで、市に利権がからむ機会は増えると言えます。しかし、組織体制としては、受付、給付などを行う担当と監査する担当を別組織にするといった対応も考えられますし、基本的には不正行為は行わない、適正に実施することが当然のことと考えます。また、公務員倫理の研修については、これまでも行っていますが、今後も定期的に行い、意識啓発は継続して実施します。

15 移行時期について

Q. 平成 21 年 4 月の中核市移行は決定したのですか？

A. スケジュールについては、手続きに約 2 年は必要なことから、今年度から準備を始め、移行できる最も早い時期が平成 21 年 4 月となります。現在のところ、今年の 6 月～12 月ぐらいまで市民説明会などを開催する中で、市民のみなさんからご意見を頂戴し、その結果、これまで想定しなかった重大な問題が出てきた場合は立ち止まって検討することもあり得ると考えています。また、中核市移行については、市議会の議決が必要で、予定では平成 20 年 2 月の市議会で審議をいただくことを想定しています。

16 市民への周知と意見聴取について

Q. 5 月の市報で「中核市移行庁内検討会議報告書」について市民意見公募手続（パブリックコメント）の募集があったが、中核市についての説明がなく、6 月になって市報に中核市の説明が掲載されていました。もっと説明を行った上で、市民討議、意見を踏まえて中核市移行を進めていくべきではないでしょうか。

A. 市報発行は月 1 回で掲載依頼のタイミングが合わず、市民意見公募手続（パブリックコメント）の際に、十分な説明が市報に掲載できなかったことについては非常に申し訳なかったと思います。なお、市民説明会などで頂戴したご意見は、市民意見公募手続（パブリックコメント）と同じように取扱わせていただきます。

Q. 中核市移行に伴い、手続の仕方や事務の実施方法が変更されるのであれば、分り

やすくホームページなどで案内してほしいと思いますがいかがですか。

- A. 具体的な実施方法は、現在のところ、これから検討を行うという段階です。実施方法等が決まった際には、広報を行っていききたいと思います。

Q. 中核市について市民説明会以外に市民にはどのようにお知らせしているのですか。

- A. グループ、団体などからのご依頼を受けて、市政出前講座を実施しています。現在、3グループからお申込みがありました。その他は、市報6月1日号での記事掲載、ホームページでの紹介もしていますが、市民のみなさまへのお知らせは、これからも機会を作り、続けていききたいと思います。

17 中核市移行に伴う事務処理方法に変更はあるのか

Q. 県から事務が移譲されて、市が実施することになると認定基準が緩和されたりすることがあるのですか。

- A. 法定事務については、基本的に法令等の基準に沿って認定するため、認定が厳しくなったり、緩やかになったりということはありません。

Q. 身体障害者手帳の発行については、中核市になると市で審議会を開くことになるとと思いますが、市が単独で審議会を持つ場合、一定の件数が集まらないと開けないといったことにならないでしょうか？

- A. 身体障害者手帳の発行については、現在は、市で申請を受付け、県の芦屋健康福祉事務所に送って決定、芦屋健康福祉事務所で決定できない専門家の判断が必要なケースは、県庁に送り、県の審議会に諮っています。中核市になると市で判断できるものについては市で判断し、専門家の判断が必要なケースは市の設置する審議会に諮ることとなります。尼崎市で審議会をどのように開催していくのかなど具体的な方法は、今後検討していくこととなりますが、できるだけ市民のみなさまの利便性を高めるよう努めて参りたいと思います。

Q. 中核市になると事務処理期間がスピードアップするそうですが、どのぐらいの処理期間になるのですか。

- A. 先行市の例では、身体障害者手帳の発行では、平均45日が平均20日、母子寡婦福祉資金貸付事業に関する決定については、平均45日が平均30日、小児慢性特定疾患治療研究事業につきましては、平均60日が平均45日という事例がありますが、尼崎市で実施する場合、どのような体制でどのように行うかを今後検討していくこととなります。

18 推進本部について

Q. 推進本部に7つの専門部会を設けて具体的な検討を行っているということですが、どのような部会があるのですか。

- A. 部会は、総務部会、民生部会、保健衛生部会、環境部会、都市計画・建設部会、文教部会、消防部会の7部会で、移譲事務の分野ごとに設定しています。